（技能試験）

第二十四条　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	使用する自動車	項目
普通免許	ＡＴ自動車	一　道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表及び次項の表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む。）
		二　交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）
		三　横断歩道の通過
		四　方向変換又は縦列駐車
	ＡＴ自動車以外の自動車	一　幹線コース及び周回コースの走行（これらのコースにおける発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）
		二　交差点の通行
		三　横断歩道及び踏切の通過
		四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）
		五　方向変換
普通第二種免許	ＡＴ自動車	一　道路における走行（発進及び停止を含む。）
		二　交差点の通行
		三　横断歩道の通過
		四　人の乗降のための停車及び発進
		五　転回
		六　方向変換又は縦列駐車
		七　鋭角コースの走行

（技能試験）

第二十四条　自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	項目
大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許	一　道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む。）
	二　交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表において同じ。）
	三　横断歩道の通過
	四　方向変換又は縦列駐車
大型特殊免許及び大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）（カタピラを有する大型特殊自動車（車輪を有するものを除く。以下同じ。）のみに係る大型特殊免許及び大型特殊第二種免許を除く。）	一　幹線コース及び周回コースの走行（これらのコースにおける発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下この表において同じ。）
	二　交差点の通行
	三　横断歩道及び踏切の通過
	四　方向変換
カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許及び大型特殊第二種免許	一　幹線コースの走行（発進及び停止を含む。）
	二　交差点の通行
大型二輪免許	一　幹線コース及び周回コースの走行
	二　交差点の通行
	三　横断歩道及び踏切の通過
	四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。以下この表において同じ。）
	五　直線狭路コース、連続進路転換コース及び波状路コースの走行
普通二輪免許	一　幹線コース及び周回コースの走行
	二　交差点の通行
	三　横断歩道及び踏切の通過
	四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行